Ⅸ　都市農業振興基本計画への本プランの対応

本プランは、都市農業振興基本法に基づく府の地方計画を兼ねるものです。そのため、ここでは国の都市農業振興基本計画（H28.5閣議決定）における講ずべき施策への対応等について考え方を整理します。

**１．都市農業振興基本計画における講ずべき施策**

基本法においては、以下の基本的施策を講じるとされています。

1. 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成確保
2. 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
3. 的確な土地利用に関する計画の策定等
4. 税制上の措置
5. 農産物の地元での消費の促進
6. 農作業を体験することができる環境の整備等
7. 学校教育における農作業の体験の機会の充実等
8. 国民の理解と関心の増進
9. 都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等
10. 調査研究の推進

これらの基本的施策のもとに基本計画では各施策の方向性が示されています。本プランは、基本法の理念のもとで基本計画に示された講ずべき施策の推進を図るとともに、今後、市町村が地方計画を策定する際の参考とするものです。

|  |
| --- |
| **２．都市農業振興基本計画の各施策とアクションプランの取組みの関係**国の都市農業振興基本計画の施策と本プランで進めていくそれぞれの取組みとの関係をまとめると以下の表のとおりとなります。（基本計画：アルファベット アクションプラン：アラビア数字） |
| A．農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保 | 関連頁 |
|  | （a）担い手の育成確保 |  |
| １⑴①　経営向上意欲の高い農業者を対象とした集中的な取組み　　　②　農業者の経営能力強化支援　　　③　農業経営の法人化の推進　　　④　関係機関と連携した経営能力の強化　　　⑤　農業者のネットワーク活動の推進　　　⑥　優良事例の発信による経営能力向上の意識啓発⑵① 新規就農者の参入促進と定着に向けた取組み　　②　企業参入のトータルサポート　　③　準農家制度のさらなる推進　　④　女性農業者の活躍推進　　⑤　障がい者の新たな就労の機会を創出するハートフルアグリの促進　　⑥　「仕事」としての大阪農業の魅力発信⑶③　規模拡大農業者や新規参入者・企業に農地の利用集積できる仕組みづくり④　農地中間管理事業を活用した農地貸借の促進⑷①　大阪版認定農業者の育成による大阪産（もん）の供給量の拡大⑷③　人・農地プランの策定等を通じた地域振興 | P26〃〃〃〃P27〃〃〃〃〃P28〃〃P29〃 |
| （b）生産施設の整備 |  |
| １⑷⑤　農産物の生産を支える農業施設のファシリティマネジメントの推進　　　⑥　きめ細やかな基盤整備の推進 | P29〃 |
| （c）経営展開のための技術及び知識の普及指導 |  |
| １⑶①　革新的農業技術の開発　　　②　革新的農業技術の普及⑷②　大阪の食・文化を支える高品質な農産物の安定供給 ③　人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）④　安全・安心で環境にやさしいエコ農産物等の生産振興 | P28〃P29〃〃 |
| （d）関連諸制度についての情報提供 |  |
| ※今後の国の制度・支援策に応じて対応 |  |
| （e）農村地域の営農との連携促進 |  |
| １⑵① 新規就農者の参入促進と定着に向けた取組み（再） | P27 |
| B．防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮 |  |
|  | （a）防災機能の発揮に向けた取組み |  |
| １⑷③　人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）３⑵①　農を活かした地域協働活動の推進⑶①　地域力による安全安心の確保 | 　　P29 P34P35 |
| （b）良好な景観の形成機能の発揮に向けた取組み |  |
| １⑷③　人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）３⑴①　農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり⑵①　農を活かした地域協働活動の推進（再） | P29P34〃 |
| （c）良好な環境の形成機能の発揮に向けた取組み |  |
| １⑷③　人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）３⑴①　農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり（再）⑵①　農を活かした地域協働活動の推進（再） |  P29P34〃 |
| C．的確な土地利用に関する計画の策定等 |  |
|  | （a）区域区分の運用、都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ | P43 |
| （b）生産緑地制度の活用 | 〃 |
| （c）新たな土地利用計画制度の方向性 | 〃 |
| D．税制上の措置 |  |
| ※今後の国の制度・支援策に応じて対応 |  |
| E．農産物の地元での消費 |  |
|  | （a）直売所等の整備 |  |
| ２⑵①　農産物直売所の魅力向上②　府民に身近な購入場所と機会の提供⑶①　JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実 | P32〃P33 |
| （b）都市農業者と食品事業者との連携の促進とその他販売先の開拓支援 |  |
| １⑸①　6次産業化サポートセンターを活用した商品開発・経営改善　　　②　販路開拓にチャレンジする農業者支援　　　③　戦略品目を定め、生産とマーケティング、販売が一体となったブランド展開　　　④　産地から消費地までのきめ細かい流通システムの構築２⑵③　大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加 | P30〃〃〃P32 |
| （c）都市住民に対する地元産の農産物に関する情報の提供 |  |
| ２⑴①　大阪産（もん）を知る機会の充実⑵③　大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加（再） | P31P32 |
|  | （d）学校給食等における地元産の農産物の利用の情報 |  |
| ２⑴②　農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実 | P31 |
| F．農作業を体験することができる環境の整備等 |  |
|  | （a）市民農園等の農作業体験の環境整備 |  |
| ２⑶①　JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実（再）②　農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実３⑴①　農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり（再）⑵①　農を活かした地域協働活動の推進（再） | P33〃P34〃 |
| （b）高齢者、障がい者、生活困窮者等の福祉を目的とする都市農業の活用の促進 |  |
| １⑵⑤　障がい者の新たな就労の機会を創出するハートフルアグリの促進（再） | P27 |
| G．学校教育における農作業の体験の機会の充実等 |  |
|  | （a）学校教育における農作業の体験 |  |
| ２⑴②　農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実（再）⑶②　農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実（再） | P31P33 |
| （b）都市農業者との交流 |  |
| ２⑶①　JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実（再）②　農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実（再）３⑴①　農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり（再）⑵①　農を活かした地域協働活動の推進（再） | P33〃P34〃 |
| H．国民の理解と関心の増進 |  |
|  | （a）都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動 |  |
| １⑵⑥　「仕事」としての大阪農業の魅力発信（再）２⑴①　大阪産（もん）を知る機会の充実（再）②　農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実（再）⑵③　大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加（再） | P28P31〃P32 |
| （b）都市農業者と都市住民の交流促進 |  |
| ２⑶①　JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実（再）②　農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実（再）３⑴①　農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり（再） | P33〃P34 |
| I．都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等 |  |
| ２⑶①　JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実（再）②　農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実（再）３⑴①　農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり（再） | P33〃P34 |
| J. 調査研究の推進 |  |
| ※今後の国の制度・支援策に応じ、大学や環境農林水産総合研究所と連携し取り組む |  |

**３．的確な土地利用に関する考え方**

都市農業振興基本計画においては、都市農地を農業政策上の位置づけだけでなく、都市政策上も都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で重要な役割を果たすものとして捉えられており、都市における貴重な緑地として明確に位置づけられました。

本計画において国が総合的かつ計画的に講じる施策の中にも「的確な土地利用に関する計画の策定等」が挙げられており、区域区分の運用や都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ、生産緑地制度の活用などの施策に取り組むとしています。

また、大阪府では、都市と緑・農が共生する土地利用に向けた計画として、大阪府国土利用計画及び都市計画区域マスタープランを策定しており、これらの計画に基づき大阪の都市構造の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいるところです。

引き続き、国の施策の動向を踏まえつつ、本府においても都市農地を地域における目指すべき市街地像と整合させ、都市の質の向上を目指して、様々な土地利用との調和を図っていくため、下記の取組みを行います。

**（a）区域区分の運用、都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ**

①　区域区分の変更にあたっては、都市農地の保全、産業の活性化、良好な生活環境の形成など地域における目指すべき市街地像との整合を図ったうえで行います。

②　市町村が立地適正化計画（住宅や様々な都市機能の立地の適正化を図るための計画）を策定する場合は、都市農業振興の観点も考慮するよう促します。

③　市町村都市計画マスタープランや緑の基本計画において、将来の市街地像と整合を図りつつ、都市農地保全に関する事項の記載を行います。

④　本府策定の「都市計画区域マスタープラン」において、都市農地に関する事項の記載を検討します。

**（b）生産緑地制度の活用**

①　生産緑地地区制度の活用・促進に向け、税制措置に関する情報提供、制度の普及に向けた取組みを行います。

②　生産緑地法の改正や都市計画運用指針の改訂の趣旨を踏まえ、500㎡を下回る小規模な農地の新規指定や、一団性要件の緩和による道連れ廃止の防止などの取組みが促進されるよう啓発に努めます。

③　指定後30年を迎える生産緑地に対しては、生産緑地法の改正により創設された特定生産緑地を活用し、永続的な保全に努めます。

**（C）新たな土地利用計画制度の方向性**

①　国が制定する新たな用途地域制度の活用については、地域特性を踏まえた上で検討します。